

生きる自信につながる 納税施策を！

—森下さちこ議員が質問—



会社等に勤めていた方から
「市役所から『給料を差し押さえる』との通
知が届いたが、どうすればよいか」という相談
が、複数の方から森下さちこ議員に寄せられてい
ます。そこで、市税等の滞納・差押えについて質問しました。

150万円を超える 滞納額の一括納付書の事例も

会社などに勤めている場合は、税金は給料から天引きされるので、滞納は発生しないと思われます。

ところが、森下議員に相談が寄せられた方の中には、自営業ではなく、被雇用者でありながら短期間に滞納額や延滞金が100万円を超えるような多額の滞納者がいるのか、金額が増える前の早い段階での対策などをたとしました。

会社に勤めていた方から150万円を超える金額の一括納付書」が届いた方もあります。

そこで、森下議員は、電話や文書での案内や宅訪問時に、「納税課へ相談してみようと思えるような工夫をされているのか」質問しました。

質問に対し、「市税」「ルセンターから電話案内をした際に相談があつた場合は、直ぐに納税課から折返し連絡をする体制を取っている。催告文書には、指定期限までに納税できない場合、納税課まで連絡をいただけるよう記載している。納期を経過してから差押え

会社等に勤めていた方から 給料差押えの相談が

日曜版
No.1730
2019.12.15
日本共産党
安城市委員会
TEL・FAX
75-2903

消費税 5%に戻し
景気回復を!
日本共産党

**民
主
安
城**

答弁で、「退職や勤務先が市県民税の給与天引きに対応していない、社会保険に未加入などが滞納のきっかけになる」「滞納が発生してから約7～8ヶ月で給与等の差押えが始まる」「その間、

複数回の電話や文書で納付案内をする」「場合によつては自宅訪問もある」ということは、滞納者が生活困窮に陥っている可能性も考えられます。

相談しやすい工夫で早期解決へ

複数回の電話や文書で納付案内をする」「場合によつては自宅訪問もある」ということは、滞納者が生活困窮に陥っている可能性も考えられます。

複数回の電話や文書で納付案内をする」「場合によつては自宅訪問もある」ということは、滞納者が生活困窮に陥っている可能性も考えられます。



差押えで生活保護基準以下 健康で文化的な生活保障は？

催告期間を経過しても
納税が確認できない場合、
法律に基づき、預金調査
や給与調査等の財産調査
を行い、預金がなければ、
勤務先の協力を得て給与
の差押えをすることとな
ります。

月給24万円の単身者
(社会保険なしの会社)

が差押えを執行された場
合、手元には12～13万円
程度しか残りません。

ここから現年度分の市
県民税や国民健康保険税
等を納期限どおりに納付

すると、残額は6万円余
となる月もあります(下
表参照)。

森下議員は、預貯金等
も無く、働いても生活で
きない金額しか手元に残
らない、或いは無保険状
態さえ続く可能性がある
人の「健康で文化的な生



活はどうのように保障され
ているのか」と迫りまし
た。市は、月によっては生

活を維持することが困難
となることも考えられる
との認識を示しましたが、
回答でした。

差押えにより生活を維
持することが困難となる
ことが認められ、かつ、
納税について「誠実な意
思」があると認められる
場合には、差押えを解除
し、最長で2年間、「換
価の猶予制度」を適用す
ることもできます。

時給1500円で働いた場合の給料		
	社会保険有り	社会保険無し
日額	12,000	12,000
月額	240,000	240,000
年収	2,880,000	2,880,000

天引きされる税・社会保険料等		
所得税	4,910	6,190
市県民税	8,933	-
厚生年金	21,960	-
健康保険	13,956	-
雇用保険	720	-

差押えられた後の給与手取り額		
差押え額	71,000	106,000
差押禁止額	169,000	134,000
給与手取り	118,521	127,810

最終的に生活費として使える額		
市県民税	納付済	27,787
国民年金	納付済	16,410
国民健康保険	納付済	22,600
生活費	118,521	61,013

注：市県民税の納付月は6月、8月、10月、翌年1月
国民健康保険は7月～翌年3月までの毎月

市は、今年度からファイ
ナンシャルプランナーによ
る相談を4回実施していま
すが、職員の資格取得につ
いては、今後の研究課題と
答弁しました。

ファイナンシャルプランナーの活用 滞納者の気持ちに寄りそう相談を！

11月18日、豊田市役所
で女性が「税金が払えな
いから私を殺して」と力
した事件がありました。
「税金を滞納し、このま
まだ財産の差押えをす
ると言わせて、私に死ね
と言っているのかと思っ
た」と供述しています。

安城市でも相談に訪れた滞
納者が納税課のドアを壊
した事件がありました。
納税の意図はあるものの、
事業不振や借金問題等の金
銭的事情から市税を滞納し
ている人を対象に、専門の
ファイナンシャルプランナー
が、家計や事業の収支、借
金の状況等、現状を詳細に
分析し、総合的な診断を行つ
たうえで、滞納原因の改善
と納付計画を見直し、早期
の滞納解消を図ることが必
要です。そのため、納税課
窓口の職員がファイナンシャル
プランナーの資格を取得
し、いつでも相談できる体
制を整えるよう提案しまし
た。